第９節　保健衛生

１　食品・生活衛生

(1)食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

＜実　績＞

年度	25	26	27	28	29
対象施設数	3,093	2,911	2,845	2,798	2,801
監視指導延べ件数	1,799	1,790	2,053	1,603	1,763

(2)食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

＜実　績＞

年度	25	26	27	28	29
収去検査数	145	177	164	166	167
不適件数	0	0	0	0	0

(3)衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

食品取扱者や消費者等に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

＜実　績＞

年度	25	26	27	28	29
実施回数	32	29	30	30	40
延べ受講者数	1,241	1,173	1,077	990	1,013

(4)食中毒発生状況

年度	25	26	27	28	29
発生年月日	―	―	平成 27 年 6 月 14 日	平成 28 年 9 月 5 日	平成 29 年 12 月 3 日
患者数	―	―	10 人	1 人	3 人
原因物質	―	―	カンピロバクター・ジェジュニ	アニサキス	カンピロバクター・ジェジュニ
原因施設	―	―	飲食店	不明	飲食店

(5)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法　他９法 １実施要領　１衛生基準	負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

＜実　績＞

年度	25	26	27	28	29
対象施設数	4, 347	4, 473	4, 471	4434	4, 427
監視指導延べ件数	77	75	48	163	45

(6)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

＜実　績＞

年度	25	26	27	28	29
検査数	12	12	12	12	12
不適件数	0	0	0	1	0

(7) 衛生害虫相談

根拠法令等	―	負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

＜実　績＞

年度	25	26	27	28	29
相談件数	223	128	166	133	193

２　医務・薬務関係事業

(1)医療施設等監視･指導

①医療施設等監視･指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

＜実　績＞

	年度 項目	25	26	27	28	29
病　　院	施設数	24	24	24	24	24
	監視数	24	24	35	27	27
	新　規	0	0	2	0	0
	廃　止	0	0	2	0	0
一般診療所	施設数	134	130	126	124	121
	監視数	38	29	28	31	28
	新　規	2	1	4	1	2
	廃　止	3	5	8	3	5
歯科診療所	施設数	80	79	79	78	76
	監視数	15	21	18	15	17
	新　規	1	6	4	1	3
	廃　止	1	7	4	2	5
衛生検査所	施設数	3	3	4	4	4
	監視数	2	2	2	3	2
	新　規	1	0	1	0	0
	廃　止	1	0	0	0	0

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

＜実　績＞

免許等種別		29 年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	1	1	0	1	3
	歯科医師	1	0	0	0	1
	薬剤師	5	6	0	0	11
	保健師	1	6	0	0	7
	助産師	0	2	0	0	2
	看護師	72	36	4	1	113
	診療放射線技師	2	0	1	0	3
	臨床検査技師	4	4	0	0	8
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	27	4	3	0	34
	作業療法士	10	2	0	0	12
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	13	2	0	0	15
	死体解剖医	0	0	0	0	0

県知事免許等	准看護師	57	19	6	1	83
	栄養士	15	6	1	0	22
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合　計		208	88	15	3	314

(2)休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	負担割合	市　9/10 みやま市　1/10

＜目的･事業内容＞

地域保健医療の健全な発展に寄与するため、市民及び医療機関と協力して、休日における適切な診療の応需体制及び平日時間外の小児急患診療体制を確立し、併せて健康に対する市民の正しい意識の向上を図ることを目的とする。

＜実　績＞

①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比(%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
25	74	(708) 4,285	(1,393) 4,184	(1,148) 2,953	(151) 1,331	(453) 571	(164) 222	(4,017) 13,546	29.7	3,388	25.0
26	75	(936) 5,567	(1,314) 4,726	(1,211) 3,265	(110) 1,278	(381) 507	(163) 238	(4,115) 15,581	26.4	3,664	23.5
27	75	(745) 4,615	(1,354) 4,390	(1,205) 3,067	(230) 1,525	(408) 520	(157) 207	(4,099) 14,324	28.6	3,621	25.3
28	74	(713) 5,011	(1,319) 4,681	(1,178) 2,809	(183) 1,431	(391) 512	(123) 242	(3,907) 14,686	26.6	3,536	24.1
29	74	(789) 4,665	(1,528) 4,748	(1,181) 2,943	(217) 1,442	(407) 510	(133) 208	(4,255) 14,516	29.3	3,728	25.7

(　) 内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数			急患比(%)	地域外比(%)
				小児科	その他	計		
28	291	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(428) 1,410	(0) 4	(428) 1,414	30.3	21.6
			7歳以上	(192) 777	(39) 94	(231) 871	26.5	14.7
		午後10時以降	0歳～6歳	(22) 117	(2) 2	(24) 119	20.2	21.8
			7歳以上	(1) 36	(23) 29	(24) 65	36.9	21.5
28年度　計				(643) 2,340	(64) 129	(707) 2,469	28.6	19.2

29	291	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(434) 1,442	(4) 4	(438) 1,446	30.3	25.3
			7歳以上	(182) 772	(37) 111	(219) 883	24.8	14.0
		午後10時以降	0歳～6歳	(18) 71	(1) 1	(19) 72	26.4	25.0
			7歳以上	(3) 11	(33) 34	(36) 45	80.0	26.7
29年度　計				(637) 2,296	(75) 150	(712) 2,446	29.1	21.3

(　)内は急患数を内数で示す

(3)薬事施設監視・指導

根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

＜実　績＞　　※法改正（Ｈ２１）により一般販売業から店舗販売業へ移行（経過措置期間有）

年度	医薬品販売業								
	薬局			店舗販売業（一般販売業）			特例販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
25	72	153	20	33	59	9	0	0	0
26	74	232	18	31	79	11	0	0	0
27	74	189	26	31	61	13	0	0	0
28	72	177	25	31	49	10	0	0	0
29	70	152	27	31	72	15	0	0	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
25	51	26	11	12	8	3	3	1	0
26	53	20	6	10	4	0	3	0	0
27	52	12	4	10	7	2	3	0	0
28	52	17	8	10	3	0	3	1	1
29	49	26	10	10	3	2	2	0	0

年度	毒物劇物業務上取扱者		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
25	8	0	0
26	8	0	0
27	8	0	0
28	8	0	0
29	8	1	0

年度	高度管理医療機器等販売・貸与業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
27	64	40	6
28	64	63	26
29	68	40	22

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

依然として、薬物乱用者の低年齢化が懸念されることや、危険ドラッグを使用した健康被害や二次的犯罪を起こす事例が多発するなど深刻な状況が続いており、「ダメ・ゼッタイ」の運動を通じて、官民一体となって国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する意識を高め、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

＜実 績＞

街頭キャンペーン（啓発パンフレット配布）

年度	25	26	27	28	29
回数	1	1	1	2	2
配布数	700	600	600	700	700

(5)不正大麻･けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

＜実 績＞

種別／年度	け し		大 麻	
	件 数	株 数	件 数	株 数
25	26	2,628	0	0
26	14	2,059	0	0
27	15	691	0	0
28	35	1,289	0	0
29	48	2,697	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱 大牟田市健康危機管理連絡会議要領	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

＜実 績＞

年度	対 策 実 施 状 況
25	○大牟田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定（３月）
26	○大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（２月） ・大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について ・各関係機関の最近の状況について ・その他 ○大牟田市健康危機管理研修会の開催（２月） ・PPE（個人用防護具）の着脱方法について
27	○大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（１２月） ・大牟田市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の策定について ・各関係機関の最近の状況について ・その他 ○大牟田市健康危機管理研修会の開催（３月） ・マスクフィットテスト
28	○大牟田市健康危機管理研修会の開催（２月） ・東日本大震災における災害と支援について
29	○大牟田市健康危機管理研修会の開催（２月） ・院内感染制御チームによる地域連携

３　難病対策

これまでは法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施されていた難病対策が、今後は持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることが出来ようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、平成２６年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。

それに伴い、医療費助成の対象疾病の拡大が図られ旧事業（特定疾患治療研究事業）の対象疾病であった５６疾病が新たに追加、整理・細分化されて１１０疾患となり平成２７年１月１日から第一次実施分として医療費助成を開始した。

平成２７年７月１日からは第二次実施分１９６疾病が追加、その後も２４疾病が追加され、３３０の指定難病（平成３０年４月１日から３３１疾病）に対して医療費助成が行われている。

(1)指定難病医療費受給申請業務

根拠法令等	難病の患者に対する医療費等に関する法律	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

＜受給対象者＞

① 市内に住所を有する者
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けている者
（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年５月２３日成立）に基づき、平成２７年１月１日より施行により、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当）

＜実 績＞

給付内訳	給付者数	給付内訳	給付者数
神経・筋疾患	348	内分泌疾患	31
代謝系疾患	11	呼吸器系疾患	32
皮膚・結合組織疾患	35	視覚系疾患	23
免疫系疾患	142	聴覚・平衡機能系疾患	－
循環器系疾患	16	消化器系疾患	193
血液系疾患	28	染色体・遺伝子系疾患	－
腎・泌尿器系疾患	15	耳鼻系疾患	18
骨・関節系疾患	119		

(2)特定疾患医療受給申請業務

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度が施行され、同法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、同法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

＜受給対象者＞

① 市内に住所を有する者
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

＜実 績＞

番号	疾 患 名	受給者数	番号	疾 患 名	受給者数
1	スモン	2	4	プリオン病	－
2	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	－	5	重症多形滲出性紅斑（急性期）	－
3	重症急性膵炎	－			

４　肝炎対策事業

(1)肝炎ウイルス検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 肝炎対策の推進に関する基本的な指針	負担割合	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝がん等を予防することを目的とする。

＜対象者＞

本市に居住する２０歳以上の検査を希望する者で、やむを得ない事情により他制度での肝炎ウイルス検査を受診できなかった者。

※医療保険各法その他法令に基づく保健事業等において肝炎ウイルス検査を受けた者及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている（受けていた）者は除く。

＜実　績＞

区別＼年度	25	26	27	28	29
受検者数	880	1,197	850	940	1,155

(2)初回精密検査及び定期検査費用助成事業

根拠法令等	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者等に対し、精密検査又は定期検査の費用を助成することにより、早期治療や定期的な医療機関への受診につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化の予防を図る。

･初回精密検査費用の助成

肝炎ウイルス検査で陽性となった者が、精密検査を受診し早期治療につながるよう初回精密権の費用を助成。助成回数は、１回のみ。

･定期検査費用の助成

肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの者が、定期的に検査を受けることにより、適切な治療や経過観察を行い、重症化を予防するための定期検査の費用を助成。助成回数は、年２回（４月から３月までの毎年度２回まで）

＜対象者及び対象となる検査＞

	初回精密検査	定期検査
対象者	次の全ての要件を満たす者 ○大牟田市に住民登録があり、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。 ○大牟田市肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業への参加の同意できる者 ○福岡県肝疾患専門医療機関での検査が受検可能な者。	次の全ての要件を満たす者 ○大牟田市に住民登録があり、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であること。 ○肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者である者（治療後の経過観察を含む）。［注意］無症候性キャリアは対象外 ○住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者。 ○肝炎治療費助成制度（福岡県肝炎治療特別促進事業）の受給者証の交付を受けていない者 ○大牟田市肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業への参加の同意できる者 ○福岡県肝疾患専門医療機関での検査が受検可能な者
検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査	肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの者が定期的に受ける検査

＜申　請＞

申請に必要な書類を添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出。

＜実　績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
初回精密検査	申請	－	－	0	4	4
	請求	－	－	0	3	3
定期検査	申請	－	－	0	1	0
	請求	－	－	0	0	2

※平成 28 年 1 月 1 日より事業開始

（3）肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、Ｂ型及びＣ型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治

療は、Ｂ型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の医療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

＜対象疾患＞

Ｂ型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

＜対象患者＞

① 市内に住所（住民票）を有するもの
② 医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
③ 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている者は除く
④ Ｂ型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
⑤ Ｂ型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者
⑥ Ｃ型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロンフリー治療を受ける予定の者又は治療中の者

＜助成期間･回数＞

①インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から１年以内で、治療予定期間に則した期間（２４週は７ヶ月、３６週は１０ヶ月、４８週は１年）となり更新は認めない。

ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる（副作用等、７２週投与、シメプレビルを含む３剤併用療法【４８週投与】）がある。

一定の基準を満たしたものは、２回目の制度利用ができる。

②核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について１か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

③インターフェロンフリー治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受け付けた日の属する月の初日から１年以内で、治療予定期間に則した期間（８週は３ヶ月、１２週は４ヶ月、１６週は５ヶ月、２４週は７ヶ月）となり、１回のみの助成となる。

ただし、他のインターフェロンフリー治療を用いた再治療に係る取扱いにあたる条件を満たす場合に限り、再治療も助成となる。

＜申請･交付＞

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めたときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

＜実 績＞　（単位：件）

区分＼年度	25	26	27	28	29
申請者数	141	228	287	273	232
承認	141	228	287	273	232
不承認	0	0	0	0	0

取り下げ	0	0	0	0	0

※平成２０年４月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。
平成２２年４月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。
平成２３年２月よりテラプレビルを含む３剤併用療法の開始。
平成２６年９月よりインターフェロンフリー治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施。

５　結核対策事業

(1)結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			接触者健康診断	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び接触者の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

＜実 績＞　　（単位：人）

区　分	年度	定期健康診断	接触者健康診断	計
ＢＣＧ接種	25	781	0	781
	26	755	0	755
	27	822	0	822
	28	756	0	756
	29	738	0	738
レントゲン間接撮影	25	4,098	0	4,098
	26	3,985	0	3,985
	27	3,814	0	3,814
	28	3,830	0	3,830
	29	3,660	0	3,660
レントゲン直接撮影	25	7,609	267	7,876
	26	8,236	93	8,329
	27	8,697	17	8,714
	28	9,824	4	9,828
	29	10,136	7	10,143
ＩＧＲＡ検査	25	－	123	123
	26	－	126	126
	27	－	103	103
	28	－	97	97
	29	－	85	85

※平成１７年４月１日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を６５歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。
※平成１９年４月１日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのＢＣＧ接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。
※「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き（第５条）」（平成２６年３月）において、結核感染の有無の検査法としてＩＧＲＡ検査を第一選択の検査法として積極的に使用することが推奨されているため、保健所においても積極的に実施。
ＩＧＲＡ（インターフェロン-γ遊離試験）検査・・結核菌に感染しているか否かを採血にて判断する検査

(2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成１７年１２月より、大牟田市結核患者服薬確認（ＤＯＴＳ）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

＜実　績＞

区分＼年度	25	26	27	28	29
健康相談	315	369	224	89	238
家庭訪問指導	657	739	230	236	223

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	37 条の 2（結核患者）	国 1/2 市 1/2
			37 条（入院患者）	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第３７条及び法第３７条の２）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

＜実　績＞

区　分	年度	入院患者 (37 条)	結核患者 (37 条の 2)	計
延医療給付件数 (件)	25	53	270	323
	26	54	356	410
	27	27	226	253
	28	29	192	158
	29	56	224	280
医療費負担金 (千円)	25	9, 242	424	9, 666
	26	3, 213	850	4, 063
	27	1, 550	241	1, 791
	28	8, 033	238	8, 271
	29	12, 346	424	12, 770

(4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

＜実　績＞

区分 年度	新　登　録 結核患者数		年齢階級別数（人）							
	実数（人）	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
25	32	26.8	0	0	2	0	3	1	2	24
26	27	22.9	0	0	0	2	0	1	0	24
27	16	13.4	0	0	1	0	0	1	1	13
28	20	16.9	0	0	1	0	2	0	1	16
29	19	16.3※	0	0	0	0	0	0	2	17

※速報値であるため、国における集計作業の中で数値変更の可能性あり。

6　感染症対策事業

（1）感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

＜実　績＞　（単位：件）

	年度 区分	25	26	27	28	29
一類感染症	エボラ出血熱	－	－	－	－	－
	クリミア・コンゴ出血熱	－	－	－	－	－
	痘そう	－	－	－	－	－
	南米出血熱	－	－	－	－	－
	ペスト	－	－	－	－	－
	マールブルグ病	－	－	－	－	－
	ラッサ熱	－	－	－	－	－
二類感染症	急性灰白髄炎	－	－	－	－	－
	ジフテリア	－	－	－	－	－
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）	－	－	－	－	－
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る）	－	－	－	－	－
	鳥インフルエンザ（H5N1）	－	－	－	－	－
	鳥インフルエンザ（H7N9）	－	－	－	－	－

三類感染症	コレラ	－	－	－	－	－
	細菌性赤痢	－	－	－	1	－
	腸管出血性大腸菌感染症	1	1	2	1	2
	腸チフス	－	－	－	－	－
	パラチフス	－	－	－	－	－
	合　計	1	1	2	2	2

※ 結核（二類感染症）については、「５ 結核対策事業」にて掲載。

(2)HIV抗体検査･エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

ＨＩＶ抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、ＨＩＶや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成１８年７月よりＨＩＶ感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、ＨＩＶ即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後１時から２時３０分までの時間に無料・匿名で実施してきた。

平成２９年度は、毎月第１・第３月曜日（祝日を除く）及び夜間検査を年４回（エイズデー等含む）に変更して実施した。

エイズ相談は、閉所日を除く午前８時３０分から午後０時、午後１時から午後５時１５分までの時間に実施している。

＜実 績＞　　（単位：件）

区分＼年度	25	26	27	28	29
抗 体 検 査	184	138	133	123	109
相　　談	77	45	61	67	16

※１２月１日の世界エイズデーに賛同し、第２１回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

・市内の高校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

・１２月１日ＪＲ大牟田駅前及び西鉄大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。１２月４日、保健所でＨＩＶ夜間検査を実施した。

※６月の第１週に定められたＨＩＶ検査普及週間には、ポスターの掲示及び保健所で実施しているＨＩＶ検査の周知を行った。また、６月５日に保健所でＨＩＶ夜間検査を実施した。

(3)性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

ＨＩＶ抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し、有料で実施している。

＜実 績＞

区分＼年度		25	26	27	28	29
被 検 査 者		34	18	60	69	75
内　　訳	21	10	42	47	42	47
	13	8	18	22	18	28

7　予防接種事業

(1)予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

＜実 績＞　　（単位：人）

区分＼年度		25	26	27	28	29
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）		1,175	562	148	53	39
四種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	2,754	3,082	3,240	3,206	3,078
三種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳	1,002	272	14	1	－
二種混合	ジフテリア 破傷風	582	558	577	670	636
麻しん風しん混合		1,628	1,671	1,601	1,697	1,506
風しん		0	0	0	0	0
麻しん（はしか）		0	0	0	0	0
日本脳炎		2,885	2,784	2,843	3,128	2,873
ＢＣＧ		781	757	822	756	737
水痘		－	1,566	1,571	1,522	1,423
高齢者肺炎球菌		－	3,825	3,174	3,770	3,759
インフルエンザ		22,203	21,470	21,717	21,734	21,418
子宮頸がん予防ワクチン		214	23	16	11	1
ヒブワクチン		3,614	3,209	3,128	3,127	3,030
小児用肺炎球菌		3,627	3,177	3,131	3,172	3,050
Ｂ型肝炎		－	－	－	1,210	2,256
合　　計		40,465	42,956	41,982	44,057	43,806

※平成２４年９月１日の予防接種実施規則の一部改正により、急性灰白髄炎（ポリオ）は、生ワクチンより、定期予防接種における不活化ワクチンが導入された。

※平成２４年１１月１日の予防接種実施規則の一部改正により、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンが導入された。

※平成２５年４月１日より、予防接種法が改正され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌の予防接種が定期接種となった。

※平成２５年６月１４日より子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の積極的な接種勧奨の差し控えが勧告された。（厚生労働省健康局長通知）
※平成２６年１０月１日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則の一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。
※平成２８年１０月１日より、予防接種法施行令、予防接種施行規則及び予防接種実施規則の一部改正され、Ｂ型肝炎の予防接種が定期接種となった。

８　公害補償

（1）公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

事業活動に伴う大気の汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病が治っていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

＜実　績＞

①被認定者数

（ア）法関係分　（単位　人）

区分 年度	実認定者数	転入者数 （累計）	失効数　（累計）			
			計	死　亡	治癒等	転　出
25	776	20	2,370	1,829	522	19
26	738	20	2,408	1,866	523	19
27	700	20	2,446	1,901	526	19
28	664	20	2,482	1,936	527	19
29	631	20	2,515	1,964	532	19

※法改正により昭和６３年３月以降、新たな認定は行っていない。

（イ）条例関係分　（単位　人）

区分 年度	実認定者数	失効数　（累計）			
		計	死　亡	治癒等	転　出
25	27	251	157	44	50
26	27	251	157	44	50
27	25	253	159	44	50
28	23	255	161	44	50
29	21	257	163	44	50

※条例に基づき昭和５６年１月以降、新たな認定は行っていない。

②認定疾病別の人数（死亡・治ゆ・転出等を除く）

（ア）法関係分　（単位　人）

区分／年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
25	776	287	489	284	69	215	491	217	274	0	0	0	1	1	0
26	738	274	464	265	61	204	472	212	260	0	0	0	1	1	0
27	700	258	442	242	54	188	457	203	254	0	0	0	1	1	0
28	664	244	420	217	45	172	446	198	248	0	0	0	1	1	0
29	631	237	394	199	44	155	431	192	248	0	0	0	1	1	0

（イ）条例関係分　（単位　人）

区分／年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
25	27	8	19	10	2	8	17	6	11	0	0	0	0	0	0
26	25	7	18	9	1	8	16	6	10	0	0	0	0	0	0
27	25	7	18	9	1	8	16	6	10	0	0	0	0	0	0
28	23	7	16	8	1	7	15	6	9	0	0	0	0	0	0
29	21	6	15	7	1	6	14	5	9	0	0	0	0	0	0

（2）補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

＜実　績＞

①法関係分　（単位　千円）

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
25	465,211	153,859	65,862	13,495	190,426	－
26	445,488	158,395	78,062	12,897	177,822	－
27	416,573	150,526	50,981	10,636	168,397	－
28	393,097	141,191	59,603	10,036	161,538	－
29	374,590	133,766	42,573	8,759	150,642	－

②条例関係分　（単位　千円）

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
25	21,352	15,359	0	0	6,947
26	19,987	11,436	0	951	6,440
27	16,709	13,622	0	0	6,229
28	16,835	13,447	0	658	5,879
29	15,900	13,430	0	329	5,205

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

＜実　績＞

①法関係分　　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
25	409,675	104,701	2,033	296
26	367,347	105,734	2,328	455
27	322,879	102,653	3,338	292
28	314,665	97,575	3,340	107
29	271,199	90,794	2,103	89

②条例関係分　　（単位　千円）

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
25	14,067	4,736	0	0
26	13,062	4,409	0	0
27	13,886	3,710	0	0
28	8,918	3,273	0	0
29	7,061	2,660	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

＜実　績＞

①法関係分

区分／年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
25	17	94（実数） 1,278（延数）	421	1	0	270
26	17	80（実数） 1,163（延数）	390	1	0	324
27	16	82（実数） 1,070（延数）	410	1	0	324

28	10	53（実数） 964（延数）	96	1	0	319
29	－	59（実数） 1,016（延数）	414	1	0	302

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は２０年度から実施（条例関係分も同様）。

②条例関係分

区分 年度	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）		インフルエンザ予防接種費用助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
25	0	3（実数） 56（延数）	15	1	0	7
26	0	3（実数） 53（延数）	17	1	0	10
27	0	3（実数） 44（延数）	19	1	0	14
28	0	4（実数） 53（延数）	2	1	0	13
29	－	2（実数） 48（延数）	18	1	0	10

(5)子どものアレルギー予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

大気汚染の影響による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、独立行政法人環境再生保全機構による健康被害予防事業が実施されている。機構が自ら行う直轄事業と地方公共団体が実施するものに対し、機構が助成を行う助成事業がある。

ぜん息の発症がアトピー性皮膚炎や食物アレルギーと関連していることから、本市では、子どもを中心とした、アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・気管支ぜん息等）に悩む市民や関係者を対象に、アレルギー疾患の発症の予防と、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を機構の助成を受けて実施している。

＜実　績＞

①健康相談事業

アレルギー疾患に関心のある市民（アレルギー疾患を持つ児の保護者や病院・保育所等の関係機関）を対象に、アレルギー疾患の基礎知識の普及と意識の向上を図る。

	25	26	27	28	29
実施回数	7	7	7	7	7
延参加者数	102	100	77	95	85
個別相談（再掲）	4	4	2	5	1

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

乳幼児健康診査の問診、アンケートを基に、アレルギー素因等のある乳幼児の保護者を対象として、アレルギー疾患の発症予防のための保健指導を行う。

	25	26	27	28	29
診査対象者数	4,403	4,007	4,100	3,107	3,052
アレルギー素因等保有児	796	757	768	434	574
指導実施数	455	449	400	0	244
健康相談事業への参加	50	24	37	0	0

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

Ａ日程、Ｂ日程とも５日間実施。気管支ぜん息と診断されたことがある４歳から小学６年生を対象に、療養上有効な水泳訓練を行い、健康の回復、体力の保持増進を図る。

		25	26	27	28	29
Ａ日程	参加者実数	7	12	12	13	8
	延参加者数	30	54	60	57	26
Ｂ日程	参加者実数	10	5	8	11	8
	延参加者数	49	24	36	49	38

９　動物管理センター

（1）狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

根拠法令等	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務を行っている。

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行うとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行っている。

また、飼い主への指導・啓発のため、様々な事業に取り組んでいる。

・飼主のマナーアップキャンペーン（年２回）
・動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
・犬のしつけ方教室の開催
・猫の不妊去勢手術助成事業
・動物取扱業者研修会

＜実　績＞

①狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
25	6,143	1,913	2,375	4,288	8	6
26	6,009	1,852	2,501	4,353	2	2
27	5,329	1,381	2,471	3,852	3	0
28	5,380	1,317	2,568	3,885	2	2

29	5,261	1,264	2,588	3,852	2	1

②犬捕獲・引き取り・負傷保護・返還・譲渡・処分

年度	捕獲	飼い主引取り	所有者不明	負傷動物の保護	返還	致死処分
25	19	52	73	8	30	61
26	28	2	62	0	29	12
27	3	4	63	2	20	2
28	0	2	75	0	21	0
29	15	3	56	1	52	0

③猫等の引取り・負傷保護・返還・譲渡・処分

年度	飼い主引取り猫	所有者不明		負傷動物の保護		致死処分
		猫	その他	猫	その他	
25	63	137	7	50	1	158
26	29	58	1	15	0	55
27	0	70	0	16	0	27
28	0	37	0	23	0	0
29	2	19	0	22	0	0

④犬猫の譲渡数（小犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
25	44	23	7	94	44	189	96
26	37	16	6	39	17	156	85
27	26	17	3	54	3	157	91
28	15	45	7	47	6	98	53
29	13	5	9	27	11	90	51

⑤犬猫等の捕獲依頼・引取り依頼・苦情相談・問合せ・指導

年度	捕獲依頼	引取り依頼	苦情相談			問合せ	指導件数
			放し飼い	環　境	その他		
25	19	210	86	325	131	1,422	90
26	10	108	38	141	132	1,137	107
27	14	96	42	143	167	940	89
28	42	98	54	143	155	1,062	12
29	48	79	24	143	156	1,171	48

⑥譲渡犬等の調査・指導

年度	センター・里親さがし譲渡犬適正管理調査	犬の繁殖制限指導	狂犬病ワクチン未注射飼育者指導
25	0	1	1,712
26	21	0	1,422
27	21	0	1,390

28	16	1	287
29	8	2	814

⑦動物取扱業施設数及び特定飼養施設数

年度	動物取扱業施設数	特定飼養施設数
25	61	1
26	55	1
27	53	1
28	52	1
29	50	1

⑧出張動物ふれあい教室（27年度から休止）

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム	合計
25	10	9	20	0	39
26	0	0	21	0	21
27	-	-	-	-	-
28	-	-	-	-	-
29	-	-	-	-	-

⑨猫の不妊去勢手術助成事業（27年度から）

年度	オス	メス
25	－	－
26	－	－
27	7	16
28	9	15
29	3	18

１０　葬斎場

（1）大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和５８年、５９年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和５９年７月２５日に完成、８月１日から供用開始となった。

人体炉６基、汚物炉１基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約１，８００件で、元旦を除き、無休で火葬業務を行っている。

＜実　績＞

年度	利用状況											
	合　計				市　内				市　外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
25	1,856	1,829	1	26	1,797	1,775	1	21	59	54	0	5
26	1,856	1,818	3	35	1,792	1,767	3	22	64	51	0	13
27	1,751	1,730	3	18	1,680	1,661	2	17	71	69	1	1
28	2,003	1,980	2	21	1,936	1,918	2	16	67	62	0	5
29	1,878	1,853	0	25	1,807	1,785	0	22	71	68	0	3

１１　試験検査

(1)微生物･臨床検査

根拠法令等	地域保健法 大牟田市保健所使用料及び手数料条例 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	負担割合	－

＜事業内容＞

・糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、Ｏ１５７）
・感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）他）
・血清検査（ＨＩＶ抗体、梅毒）

＜実　績＞

検査項目＼年度	25	26	27	28	29
病原微生物検査	10,158	9,588	9,210	8,540	3,691
血清検査	218	168	198	192	184
その他	0	0	0	0	0

※病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計
※現在、喀痰による結核菌の検査は保健所で実施していないため項目を削除

(2)食品衛生検査

根拠法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	負担割合	－

＜事業内容＞

・一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
・食中毒関係検査（微生物学的検査）

＜実　績＞

検査項目＼年度		25	26	27	28	29
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	137	146	147	145	150
	理化学的検査	27	38	31	56	39
食中毒関係検査	微生物学的検査	1	0	25	0	39
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3)環境衛生検査

根拠法令等	水道法 遊泳用プールの衛生基準について（通知） 公衆浴場における衛生等管理要領について（通知）	負担割合	－

＜事業内容＞

・飲用水検査
・利用水等検査（プール水、浴槽水）

＜実　績＞

検査項目＼年度		25	26	27	28	29
飲用水検査	細菌学的検査	0	1	0	0	0
	理化学的検査	0	0	0	0	0
利用水等検査	細菌学的検査	12	12	12	15	24
	理化学的検査	12	12	12	12	12

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	環境基本法（公害防止計画） 大牟田市公害防止協定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法	負担割合	－

＜事業内容＞

・大気検査（重金属、降下ばいじん）
・水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
・廃棄物関連検査
・その他

＜実　績＞

検査項目＼年度		25	26	27	28	29
大気検査		103	48	47	48	48
水質検査	細菌検査	25	25	25	11	9
	化学検査	173	217	215	164	172
廃棄物関連検査		21	22	22	18	20
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	2	0	0